

令和4年8月19日

工業会 日本万引防止システム協会 (JEAS)

会長・個人情報管理室長 稲本 義範

JEAS 永劫の使命

人々の安全安心のため、脱法思考を排除し、官民で基準を作りその遵守を全うする

理事心得として

当工業会の方針決定に携わる理事各位に於かれましては、下記の事例の理解に基づき、JEAS 永劫の使命である「人々の安全安心のため、脱法思考を排除し、官民で基準を作りその遵守を全うする」を JEAS 事業や各社事業のなかで垂範していただくことを切にお願いします。今後の社会発展で新たな基準が必要になると思います。その際も、JEAS 永劫の使命を心に留め判断をお願いします。同じく、不幸にも災害やパンデミックや戦火が発生した際にも、この使命を思い出してください。

他事例から学ぶ（食品衛生分野）

郷里である富山で、今月、カドミウム汚染地域で生活体験がある 91 歳の女性が 4 大公害病のイタイイタイ病に認定されました。公害は半世紀を過ぎた今でも人々を苦しめます。私が子供の頃、富山米は農薬残土農薬残留分析を行ったものでも、なかなか売れませんでした。私が住む茨城県南部地域では、今でも地元産のタケノコなどの山菜の放射線残留分析 (<https://newstsukuba.jp/30532/24/03/>) を行っています。その数値を確認しないと私たち家族は購入しません。あさりの産地偽装が報道された 1 月末から、近くのスーパーではいくら安くしても売れません。そのためスーパーでは売らなくなりました。大切なことは、商品安全や産地表示の基準を決め、それを履行することで市民の理解が徐々に得られるということです。「モニタリング検査はしていないけど、新鮮だからこのタケノコを食べてね。」は通用しないということです。現在では法律の枠外のもの信用されません。法的な基準の大切さをご理解いただきたく、事例として説明しました。

電波法を順守し、電波法に守られている。

かつて、EM 方式の一部は周波数が低いため電波法の枠外とされ、AM 方式は誘導式電波設備かも、RF は微弱電波無線かも、ということでしたが、「正式に総務省総合通信基盤局に確認すると、違う見解が出るとまずいので、止めてほしい。」という見解が多数でした。しかしながら、それでは脱法の可能性もあるため、平成 26 年 9 月から平成 27 年 5 月にわたって総務省総合通信基盤局と交渉し、EAS ゲートはすべて誘導式電波設備であり、EM 方式も電波法に準拠しており、RF は微弱電波無線にもあたるということを



イタイイタイ病を富山県が認定 (91 歳) で、201 人目。



1 月 25 日売れ残った熊本県産あさり 近所のスーパーで

理事心得

認めてもらいました。これにより EAS の全方式は電波法に準拠し、電波法に守られたシステムとなりました。さらに医療機器との相互干渉テストも行っているため、各社が自信をもって販売できるようになりました。同時に、他の方式のネガティブ販売も一掃されました。

個人情報保護法を順守し、個人情報保護法に守られている

個人情報保護法 2 条第 2 項関係では、「個人識別符号」の一つとして特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるものを定めています。カメラ画像の場合、顔画像から目の間の距離や鼻の長さなどの顔貌の特徴を抽出した特徴量のことであり、まさしく個人情報です。

例えば、顔の輪郭や骨の動きや歩容も個人情報であり、それを特定の個人情報を検索できるよう体系的に構成したものにすれば個人データとなります。そのデータ採取は、商業利用を想定している場合、利用目的をあらかじめ公表するか又は取得後速やかに通知・公表する必要があります。

また、店舗での防犯利用（万引防止などの具体的利用目的が必要）には関しては、被害写真の顔をマスキング処理した画像や被害写真から作成された文字データで被害写真と照合できるものについては、「個人データという理解に基づいて、その個人データを他の事業者に提供する場合には、27 条 1 項 2 号の例外規定の枠組みのなかで、安全管理措置を施してその情報単体だけからでは個人を特定できない個人データとして利用する。」などの個人情報保護法に則った対応が必要となっております。

個人情報保護委員会や当工業会に確認せず、「ウチの仕組みは個人情報を取り扱っていません。」と断言するのではなく、個人情報保護委員会に適法であるかを確認・交渉され、たとえば、個人データとなったとしても、むしろ、それを甘受し、個人情報保護法に準拠したシステムとして対応することで、ある意味では、個人情報保護法に守られているという、大道を歩むこととなります。

結びになりますが、ユーザー様に販売される際、「個人情報ではない個人情報保護法の枠外のシステムです。」と説明するよりも「個人情報保護法に準拠した順法なシステムです。」と説明されるほうが最終的には大きな信頼と自信が得られるのではないのでしょうか。



～防犯民主主義実現に向けて～

EAS 機器と防犯カメラとロス・プリベンション推進のための工業会